

## 佐世保市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不妊治療のうち体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額の治療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に係る費用の一部（以下「助成金」という。）を助成する事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成金の支給の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法律上の婚姻をしている夫婦
  - (2) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に判断され、第4条に規定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）において特定不妊治療を受けた夫婦
  - (3) 夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの申請については、前々年の所得）の合計額が730万円未満である夫婦
  - (4) 特定不妊治療を終了した日に、夫及び妻の一方又は双方が本市の区域内に住所を有している夫婦
- 2 前項第3号に規定する所得の範囲及び所得の額の計算方法については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条の規定を準用する。

(対象となる治療等)

第3条 助成金は、指定医療機関において、保険外診療により次に掲げる特定不妊治療（医師の判断に基づきやむを得ず治療を中断した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、対象とする。）が行われた場合に、その支給の対象とする。

- (1) 新鮮胚移植を実施した場合
- (2) 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施した場合（採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1～3周期程度の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を実施した場合）
- (3) 以前に凍結した胚による胚移植を実施した場合

- (4) 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了した場合
  - (5) 受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止した場合
  - (6) 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止した場合
  - (7) 精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）を行った場合
- 2 前項の規定にかかわらず、保険診療と保険外診療を組み合わせる行う混合診療及び次に掲げる治療は、助成金の支給の対象としない。
- (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子、胚の提供による不妊治療
  - (2) 代理母出産（次に掲げるものをいう。）

ア 妻が卵巣と子宮を摘出したこと等により当該妻の卵子が使用できず、かつ、当該妻が妊娠できない場合において、夫の精子を当該妻以外の第三者の子宮に医学的な方法により注入して当該第三者が妊娠・出産するもの

イ 夫婦の精子及び卵子は使用できるものの、子宮を摘出したこと等により妻が妊娠できない場合において、当該精子及び卵子を体外受精して得た胚を、当該妻以外の第三者の子宮に注入して当該第三者が妊娠・出産するもの

（指定医療機関）

第4条 市長は、特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認められるものを指定するものとする。

2 市長は、指定医療機関の指定に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 特定不妊治療の実施につき、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対処できる医療機関であること。
- (2) 次に掲げる日本産科婦人科学会の会告等に定める要件を満たしている医療機関であること。

ア 体外受精・胚移植に関する見解（平成26年6月）

イ 顕微授精に関する見解（平成18年4月）

ウ ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する見解（平成26年6月）

エ 「生殖補助医療における多胎妊娠防止」に関する見解（平成20年4

月)

オ 生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解（平成22年4月）

カ 出生前に行われる遺伝学的検査および診断に関する見解（平成25年6月）

(3) 治療により妊娠が確認された後においても、出産等の母体・胎児管理を行う医師等への情報提供ができる医療機関であること。

3 都道府県の知事又は指定都市若しくは本市以外の中核市の市長が、前条に規定する特定不妊治療を実施するのに適当であると認めた医療機関については、市長が指定した医療機関とみなす。

4 市長は、指定医療機関に対し、必要と認めるときは、この事業の実施に必要な調査を行い、又は報告を求めることができる。

5 市長は、指定医療機関に助成対象治療を担当させるについて著しく不当であると認められる事由があるときは、その指定を取り消すことができる。

（指定医療機関の申請等）

第5条 前条第1項の規定により市長の指定を受けようとする医療機関は、佐世保市特定不妊治療実施指定医療機関申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査の上、指定の可否を決定し、これを医療機関に通知するものとする。

3 指定医療機関の指定期間は、決定の日から3年間とする。指定期間満了後も引き続き指定を受けようとする場合は、指定期間満了日の3か月前までに、第1項に定める申請をしなければならない。

4 指定医療機関において、申請事項に変更が生じた場合は、第1項に定める申請書に変更内容を記載し、市長に提出しなければならない。

5 指定医療機関が指定を辞退しようとするときは、特定不妊治療実施指定医療機関辞退申出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

6 市長は、指定医療機関名簿を備え、医療機関の指定状況の管理を行うものとする。

（助成の額及び期間）

第6条 市長は、夫婦が特定不妊治療のために要した費用（男性不妊治療を除く。）に対して、初回の治療に限り30万円（凍結胚移植（採卵を伴わない

ものに限る。)及び採卵したが卵が得られない等の理由により中止した場合にあっては、7万5千円)、2回目以降は1回の治療につき15万円(凍結胚移植(採卵を伴わないものに限る。)及び採卵したが卵が得られない等の理由により中止した場合にあっては、7万5千円)、当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは43歳になるまで通算助成回数6回、40歳以上43歳未満の場合は43歳になるまで通算3回を限度とし、助成するものとする。

- 2 男性不妊治療を行なった場合は、1回の治療につき15万円(凍結胚移植を除く。)を限度とし、助成するものとする。

(助成の申請)

第7条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、特定不妊治療の終了した日の属する年度内に、不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、当該年度内に提出することができない相当の理由があると市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書(様式第4号)
  - (2) 指定医療機関が発行する領収書
  - (3) 夫婦が別世帯の場合は、戸籍謄本
  - (4) 夫及び妻の所得額を証明する書類。ただし、市で確認できる場合はこの限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項各号の書類について、前回の申請等で既に提出したものと同様と認められる場合は、これを省略することができる。

(助成の決定)

第8条 市長は前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を支給するか否かの決定をし、不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金支給決定通知書(様式第5号)又は、不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金支給不承認決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

- 2 当該年度分の助成対象の決定については、申請が行われた日を基準とする。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により助成の決定を受けた者に対し、その指定された口座への振込みの方法により助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他の不正行為により助成金を受けた者がいるときは、その者から当該助成した全額又は一部を返還させることができる。

(助成状況の管理)

第11条 市長は、助成金の状況を明確にするため、不妊に悩む方への特定治療支援事業台帳(様式第7号)を備え付ける。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。